- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接 又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を 受ける場合に限る。)
- (3)独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る)
- (4) 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象 土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため 利用権の設定等を受ける場合に限る)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア)農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における その開発後の農用地を含む。)
 - …第5の1の(1)のアの(ア)(法188条第3項第2号イ)に掲げる事項
 - (イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採又は家畜の放 牧の目的に供される土地
 - …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると 認められること
 - (ウ) 農業用施設の用に供される土地 (開発して農業用施設の用に供される土地 とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の 用に供される土地を含む。)
 - …その土地を効率的に利用することができるものと認められること
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2)農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理

機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)

- (3)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に 掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組 合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を 行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利 用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の 放牧の目的に供される土地
 - …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると 認められること
 - (イ)対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - …その土地を効率的に利用することができると認められること
- 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に 供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用 権の設定等を行うものとする。
- (1)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農業近代化資金融通法政令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において (1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア)対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - …その土地を効率的に利用することができると認められること